

# 地元の好き・魅力・PRポイントを 発見！！

## 江戸川区魅力発信発掘応援事業

### 募集要項

江戸川区ならではの魅力の発信や、魅力づくりにつながる事業を区が認定し、経費の一部補助やPRの支援を行います。

令和4年10月

江戸川区SDGs推進部広報課シティプロモーション係



## 1. 対象者

### 区民の方、区内事業者・団体、区内の学校

※以下の方は対象外です。

- ・ 宗教活動又は政治活動を主な目的としている方。
- ・ 江戸川区暴力団排除条例に規定する暴力団及び関係者の方。
- ・ 公序良俗に反する活動を行う方。
- ・ 国税、地方税等の滞納処分を受けている方。

## 2. 対象事業・要件

### 区の魅力を発信又は発掘する事業

【要件】・「**区の魅力に関する情報を発信する**」、又は「**区ならではの魅力の発掘や魅力づくりにつながる**」コンテンツの制作やイベントの実施など

- ・ 営利を目的とする場合は、区の自然、景観、文化等の魅力資源を活用すること。
- ・ 令和4年度内に事業を実施し、年度末までに完了すること。
- ・ 区内外への波及効果が期待できること。

※以下の事業は対象外です。

- ・ 主な目的が宗教活動又は政治活動、反社会的活動その他公序良俗に反するもの。
- ・ 他の制度による補助等を受けているもの。
- ・ その他、支援することを適当でないと認められるもの。

## 3. 支援内容

### ① 補助金の交付

事業の支出（補助対象経費）から収入を除いた額の**2分の1、上限15万円**

### ② PR支援

区の公式 SNS 等による情報発信・メディアへのプレスリリース

※以下に該当する場合は「**PR支援のみ**」行います。

- ・ 補助対象経費の計上がないとき。
- ・ 寄附金その他の収入額が補助対象経費の実支出額を上回るとき。
- ・ 過去に3回以上、同一の事業内容で本補助金の交付を受けているとき。
- ・ **②のPR支援のみ希望するとき。**

※補助対象経費

- ・ 消耗品、ポスター・チラシの印刷代等の需用費
- ・ 郵送料、輸送料等の通信運搬費
- ・ 事業の実施に係る保険料
- ・ デザイン料、編集費用、システム構築費等の役務費
- ・ 事業の実施に必要な専門知識、技術等を要する業務に係る委託料
- ・ 会場、機材等の使用料及び賃借料
- ・ その他、必要と認められる経費

## 4. 事業の流れ

No.	内容
1	募集、申請受付 10月1日（土）～10月31日（月）
2	書類審査
3	事業認定、結果通知（12月中予定）
4	事業実施（認定前後に随時開始）
5	事業完了
6	実績報告（完了日から30日以内、3月完了の場合は速やかに）
7	補助金の確定及び交付

## 5. 申請について

次の書類を提出してください。

- ① 江戸川区魅力発信発掘認定事業申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 事業収支予算書（第3号様式）
- ④ 企画書（任意の様式）
- ⑤ 団体・法人等概要書（第4号様式）

※③事業収支予算書は、PR支援のみ希望の場合は不要です。

※団体・法人以外の方も、目的や活動概要について⑤の様式に記入してください。

**様式は江戸川区公式ホームページからダウンロードできます。**

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e004/kuseijoho/kohokocho/miryoku.html>

または「江戸川区魅力発信発掘応援事業」で検索

※こちらからも検索できます ▶



## 6. 募集期間・提出方法

令和4年10月1日（土）～10月31日（月）午後5時まで  
上記期間中に、申込書類一式を以下提出先まで郵送（必着）又は持参してください。

※持参での提出は、土曜日・日曜日・祝日を除きます。

提出先：〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1  
江戸川区役所本庁舎南棟 3階 1番  
担 当：SDGs 推進部広報課シティプロモーション係  
電 話：03-5662-0323（直通）

## 7. 事業の変更・中止のとき

事業の内容を変更し、または中止する場合は、「江戸川区魅力発信発掘認定事業変更・中止申請書（第7号様式）」を提出してください。

## 8. 実績報告

事業が完了した日から 30 日以内（完了日が 3 月の場合は速やかに）に、次の必要書類をご提出ください。

- ① 江戸川区魅力発信発掘認定事業実績報告書（第 9 号様式）
- ② 事業実施報告書（第 10 号様式）
- ③ 事業収支決算書（第 11 号様式）
- ④ 成果物又は成果物の概要資料（任意の様式）

## 9. その他注意事項

- ① 以下に該当する場合は、認定を取り消しますのでご注意ください。
  - ・江戸川区魅力発信発掘応援事業実施要綱の規定に違反したとき。
  - ・補助金を本事業の目的以外の用途に使用したとき。
  - ・不正な手段により認定事業の選定の決定を受けたとき。
  - ・その他、不相当と認められるとき。※なお、既に補助金の支払いをしている場合は返還していただきます。
- ② 事業完了前に、内容及び収支状況等について報告を求める場合があります。

**※その他、詳しくは、江戸川区公式ホームページに掲載されている「江戸川区魅力発信発掘応援事業実施要綱」をご確認ください。**

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e004/kuseijoho/kohokocho/miryoku.html>

または「江戸川区魅力発信発掘応援事業」で検索

※こちらからも検索できます▶



問い合わせ先

SDGs 推進部広報課シティプロモーション係

電 話：03-5662-0323（直通）